

別表第1（第2条関係）

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を目的として行われる分野
- (2) 社会教育の推進を目的として行われる分野
- (3) まちづくりの推進を目的として行われる分野
- (4) 観光の振興を目的として行われる分野
- (5) 農業又は水産業の振興を目的として行われる分野
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を目的として行われる分野
- (7) 環境の保全を目的として行われる分野
- (8) 災害救援活動を目的として行われる分野
- (9) 地域の安全の確保を目的として行われる分野
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を目的として行われる分野
- (11) 国際協力を目的として行われる分野
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を目的として行われる分野
- (13) 子どもの健全育成を目的として行われる分野
- (14) 情報化社会の発展を目的として行われる分野
- (15) 科学技術の振興を目的として行われる分野
- (16) 経済活動の活性化を目的として行われる分野
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援を目的として行われる分野
- (18) 消費者の保護を目的として行われる分野
- (19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援を目的として行われる分野
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

別表第2（第4条関係）

経費の項目	補助対象経費	備考
報償費	(1) 講演会、講習会、研究会等を行う場合における当該講演会、講習会、研究会等の講師（以下この表において「講師」という。）に対する報酬、謝礼等 (2) 臨時に必要となる専門的な技能、知識等を有する者（以下この表において「専門員」という。）に対する報酬、謝礼等	(1) 講師又は専門員が補助資格団体の構成員である場合の当該講師又は専門員に対する報酬、謝礼等を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる報酬、謝礼等を除く。 (3) 1人1回当たり5万円を限度とする。
交通費	(1) 交通費の実費相当額 (2) 補助対象事業の実施に不可欠な自動車等の駐車料金 (3) 公共交通機関がない場合又は公共交通機関を使用するよりも明らかに経済的である場合において使用するタクシー等公共交通機関以外の運賃	事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる交通費の実費相当額を除く。
消耗品費	単価1万円未満の物品、材料等の購入に要する費用	(1) 補助対象事業の参加者に対するメダルその他の記念品の購入に要する費用を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する物品、材料等の購入に要する費用を除く。
印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用	(1) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用を除く。 (2) 補助対象事業に要す

		<p>る経費の総額の2割に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。</p>
通信運搬費	通知、資材等の送付等に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため行う通知、資材等の送付等に要する費用を除く。
保険料	補助対象事業の実施に伴う傷害又は損害を対象とする賠償保険の加入に要する費用	
使用料及び賃借料	会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料（当該車両の借上げに伴う燃料費で市長が必要と認めるものを含む。）	<p>(1) 会場等並びに車両及び機材の所有者が補助資格団体若しくはその構成員又は補助資格団体の関連団体である場合の当該会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。</p> <p>(2) 事前の打合せ、練習その他準備のため負担する会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。</p> <p>(3) 市長が会場等の使用料の減額をした場合の当該使用料を除く。</p>
原材料費	物品の生産に係る原材料の購入に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため負担する物品の生産に係る原材料の購入に要する費用を除く。
その他の経費	その他審査会による審査の結果を踏まえ市長が補助対象事業の実施	

	に必要と認めた費用	
--	-----------	--

備考 条例第5条第2項に規定する3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業に係る補助対象経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに原材料費については、直近3回の補助対象事業の実績その他の状況を勘案して審査会による審査の結果を踏まえ市長が特に必要と認めたものに限るものとする。